

# 共生社会をめざして

# 障害者の方への主な福祉施策

市で行っている障害者の方などへの主な助成制度やサービスについて、ご案内します。 なお、介護保険と重複する場合は介護保険が優先される場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。 ◆障害福祉課 僫(盒 042-438-4035)

,(	事業	台は介護保険が優先される場合がありますので、詳しく 
	<b>一                                    </b>	在宅の心身障害者に対して、自動車燃料費の一部を助成
助成	自動車燃料費の助成	自ら運転:身体障害者手帳1~4級
		同居家族が運転:身体障害者手帳1~3級・愛の手帳1
		~3度・脳性まひ者(児)・進行性筋萎縮病者 【助成額】月額3,000円(二輪車1,500円)
		15000円(二輪車1,500円)  ※所得超過者・施設入所者などは非該当
		※タクシー料金助成との重複不可
	タクシー料金の助成	在宅の身体障害者手帳1~3級・愛の手帳1~3度の方
		がタクシーを利用するときの料金の一部を助成 ※所得超過者・施設入所者などは非該当
		※自動車燃料費助成との重複不可
		身体障害者手帳1~3級(内部障害については4級、下肢
	白動市運転参加弗へいせ	または体幹に係る障害は4・5級で歩行困難な方を含む)、愛の手帳所持者で、適性検査に合格した方が普通運
	自動車運転教習費の助成	も)、愛の手帳が持名で、適性快貨に合格した方が普通連  転免許を取得する場合の教習費用の一部を助成
		※所得制限あり
		身体障害者手帳 1・2級の上肢、下肢または体幹機能障
	自動車改造費の助成	害者で、就労などに伴い自らが所有し運転する自動車の   一部を改造する必要がある場合に、改造費の一部を助成
		※所得制限あり
		身体障害者手帳1~4級・愛の手帳1~4度の方、脳性
	心身障害者福祉手当	まひ・進行性筋萎縮症の方  ※所得超過者・施設入所者・新規申請時65歳以上の方な
		※所待超過者・施設人所者・新規申請時65歳以上の方な  どは非該当
		20歳以上で身体障害者手帳 1 ・ 2 級程度、愛の手帳 1 ・
	性叫应中女子小	2度程度の障害の重複がある方またはこれらと同程度の
手当	特別障害者手当	身体障害、疾病もしくは精神の障害のある方  ※所得超過者・施設入所者・病院などに3カ月以上入院
		しているときなどは非該当
		20歳未満で身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・
	障害児福祉手当	2度程度またはこれらと同程度の身体障害、疾病もしく は精神の障害のある方
_		は桐仲の障害のめる方  ※所得超過者・施設入所者などは非該当
		治癒が困難な疾病にかかっており、現に治療を継続中で
	難病者福祉手当	東京都難病医療費助成制度による蠍医療券を所持してい
		る方および点頭てんかんにり患している方   重度の知的障害の方、重度の知的障害と身体障害の重複
	重度心身障害者手当	のある方、重度の肢体不自由で四肢機能を失い座ること
		が困難な方
		※所得超過者・施設入所者・病院などに3カ月以上入院 しているとき・新規申請時65歳以上の方などは非該当
		心身障害者に対し医療費の一部を助成
	心身障害者医療費の助成	身体障害者手帳1・2級(内部障害は3級を含む)または
		愛の手帳1・2度の方 ※所得制限あり
		※新規申請時65歳以上の方・医療保険未加入などの方は対象外
医療	ウ大士極医生港/デ <u>华</u> デ	身体障害者が障害の程度を軽減または障害を除去するた
	自立支援医療費(更生医療) 支給	めの医療費を支給  ※所得に応じて自己負担あり
	스앤	※18歳以上の身体障害者手帳所持者
	自立支援医療費(精神通院)	精神疾患により、医療機関に通院する際の医療費の一部
	支給	を公費で負担  ※所得に応じて自己負担あり
		東京都が定める難病などに該当し、認定基準を満たす方
	難病医療費などの助成	に対し、医療費の一部を助成
	<b>西乙爆淄</b> 体爆耂摇进	※所得に応じて自己負担あり
	原子爆弾被爆者援護	居住者変更届などの受理 居宅介護におけるヘルパーの派遣、短期入所の利用、日中
	介護給付費・訓練等給付費・	における生活介護、施設入所に係る支援、児童発達支援、
		放課後等デイサービス、グループホーム・ケアホームの利
		用、自立訓練、就労支援などに係る費用の一部を支給 ※支給要件あり ※自己負担あり
障害	移動支援利用助成	外出時にヘルパー支援を要する障害者の費用の一部を助成
障害福祉サ	1ン毛) 又 1友作) 巾 切 収	※支給要件あり ※自己負担あり
祉	生活サポート利用助成	日常生活に関する支援または家事に対する支援を要する 障害者の費用の一部を助成
	上心ノ小 179円列版	※支給要件あり ※自己負担あり
ビス		日中における介護者の不在時に一時的に活動の場所を確
.,	日中一時支援利用助成	保するための費用の一部を助成
	111.1.111.1111	※支給要件あり   ※自己負担あり     地域活動支援センターにおいてサービスを受ける際に要
	地域活動支援センター  利用助成	する費用の一部を助成
	אועיבוויניז	※支給要件あり ※自己負担あり

		事 業	内 容 <sup>x</sup> z
	補装具	費の給付	身体障害者(児)の身体的機能を直接的に補い日常生活を容易にするため、補装具の購入・修理費の一部を公費で負担 ※身体障害者手帳所持者 ※支給要件あり ※自己負担あり
補装具・日常生活用具など	日常生	活用具の給付	在宅の重度の心身障害者(児)に対し、日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付。介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具(小規模改修) ※身体障害者手帳または愛の手帳を所持する在宅の重度障害者 ※支給要件あり ※自己負担あり
<b>不</b> など	住宅設	備改善費の給付	学齢児以上の在宅の重度障害者(児)で肢体に係る障害がある方(上肢、下肢または体幹に係る障害の程度が1・2級)および補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者に対し、日常生活を容易にするための家屋の設備改善費(中規模改修など)を一定限度額内で補助(65歳以上一部除外 ※自己負担あり
	手話通	訳者派遣	聴覚および言語障害者に対し、意思の疎通を円滑にする ため手話通訳者を派遣
	要約筆	記者派遣	聴覚障害者に対し、意思の疎通を円滑にするため要約筆 記者を派遣
	重度脳	性麻痺者介護	重度脳性まひ者に対し、生活圏の拡大のために介護券を 交付(家族介護) ※重度の脳性まひ者で身体障害者手帳1級を有する20歳 以上の方(利用回数月12回まで)
介護・日		害者(児)施設 時保護	障害者の介護人が疾病・出産・冠婚葬祭・休養などにより介護ができなくなったときに、障害者を一時的に保護 (宿泊) ※支給要件あり ※自己負担あり
日常生活の援助	巡回入	浴サービス	入浴することが困難な在宅の重度心身障害者(児)に対し、巡回入浴車による入浴サービスを行う ※身体障害者手帳2級以上・愛の手帳2度以上または同程度の障害者で常時寝たきりの状態にあるおおむね15歳以上の方(週1回) ※介護保険対象者を除く
		体障 <del>害者</del> 報システム	ひとり暮らしなどの重度身体障害者の家庭生活の安全を確保するため、緊急通報システムを設置 ※18歳以上のひとり暮らしなどの重度身体障害者
	移送サ	ービス	身体に障害があるため外出が困難な車椅子利用者などに車椅子のまま乗車できる自動車の運行を行う(ハンディキャブけやき号) ※車椅子を使用しなければ歩行が困難な方および重度の視覚障害者 ※利用条件・運行範囲あり
	障害者	相談支援センター・ えぽっく	身体障害・知的障害・精神障害・発達障害に関する相談月〜金曜日:午前9時〜午後6時30分、土・日曜日:午前9時〜午後0時30分(日曜日は発達障害の相談のみ。要予約)(☎042-452-0075・20076)
相	障害者総合支援センラー・	地域活動 支援センター・ ハーモニー	主にこころの障害のある方の相談 月・火・木・金曜日:午前10時〜午後7時30分、水曜日:正午〜午後6時、土曜日:午前10時〜午後6時( <b>m</b> 042-452-2773・M042-452-2774)
談	タ   	障害者就労 支援センター・ 一歩	コーディネーターによる就労面と生活面の支援の提供 月〜金曜日・第1土曜日:午前9時〜午後5時(要予約) ( <b>a</b> 042-452-0095・M042-452-0096)
		動支援センター・ 害者福祉センター	身体障害者を対象とした相談 月〜金曜日:午前9時〜午後5時( <b>富</b> 042-463-9861・ <b>3</b> 042-463-9862)
	障害福	祉課保谷庁舎窓口	障害福祉サービスなどに係る相談な。 月〜金曜日:午前8時30分〜午後5時( <b>歯</b> 042-438-4034・ <b>3</b> 042-423-4321)

# 自転車駐車場を利用しましょう

通勤・通学・買い物などで自転車・原付バイクを駐車するときは、利用者一人一人が責任を持って自転車駐車場を利用しましょう(原付バイクの制限がある場所あり)。市では、「西東京市自転車等の放置防止に関する条例」により、市内の各駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定しています。駅周辺の放置自転車・原付バイクは撤去し、保管所に移送します。

# □撤去保管料

自転車は2,000円、原付バイクは 3,000円を徴収します。

#### ◆道路管理課保

(**⋒**042−438−4057)



#### 違法駐車はみんなの迷惑〜駐車場を利用しましょう〜

違法駐車は、交通渋滞や交通事故の 原因になり、救急車や消防車などの緊 急車両の通行の妨げにもなります。

### □駐車車両による事故原因

◇駐車車両に衝突する事故(特に夜間) ◇駐車車両があるため進路変更した際 の事故

◇駐車車両前後の飛び出し事故 ◇駐車車両による歩行者などの発見の 遅れによる事故などがあげられます。 車を駐車する際は、駐車場を利用するなど、ドライバーの皆さんのご協力をお願いします。

市では、「西東京市違法駐車等の防止に関する条例」により、田無駅周辺を「違法駐車等防止重点実施地域」に指定しています。同地域には交通指導員を配置して、駐車を抑制する指導と啓発活動などを行っています。

◆道路管理課保(☎042-438-4057)